

県南広域振興局長告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和6年5月31日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 路線名 397号
- 2 供用開始の区間 奥州市胆沢若柳字横岳前山国有林109林班ろ小班地先内
- 3 供用開始の期日 令和6年5月31日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部
  - (2) 期間 令和6年5月31日から同年7月1日まで